

令和元年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく秦野市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.82)	— (16.82)	1.2 (25)	17.6 (350)

備考

- 表中において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 各比率の()内は、早期健全化基準です。

2 資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20)
公共下水道事業会計	— (20)

備考

- 表中において、資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。
- 資金不足比率の()内は、経営健全化基準です。

令和2年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和

健全化判断比率等について

自治体財政の早期健全化や再生を促すことをねらいとする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、4つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けた後、その意見を付けて議会に報告、そして市民に公表することとされています。

なお、健全化判断比率等には、財政を早期に健全化すべき基準や、再生すべき基準が設けられています。平成21年度(平成20年度決算)からは、法律が全部施行されたことにより、公表に加え、健全化判断比率等のうち、一つでも基準以上のものがあった団体には、財政健全化・財政再生計画や経営健全化計画の策定と国への報告が義務付けられています。

1 健全化判断比率等の算定の対象範囲

健全化判断比率等の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次のとおりです。

法律上の会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率				資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
一般会計等以外の特別会計(公営企業に係る会計を除く。)	国民健康保険事業特別会計					
	介護保険事業特別会計					
	後期高齢者医療事業特別会計					
公営企業に係る会計	水道事業会計					
	公共下水道事業会計					
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合					公営企業会計ごとに算定
	金目川水害予防組合					
	神奈川県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社					公営企業会計ごとに算定
	秦野市学校保全公社					
	秦野市スポーツ協会					

2 健全化判断比率等の算定方法

(1) 実質赤字比率

ア 内容

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※令和元年度標準財政規模：29,769,138 千円

(2) 連結実質赤字比率

ア 内容

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

ア 内容

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{実質公債費比率（3 か年平均）（％）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○ 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 一般会計等から組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

ア 内容

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

○ 将来負担額から控除されるもの

- ⑨ 充当可能基金額（①～⑥に充てることのできる基金）
- ⑩ 特定財源見込額
- ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(5) 資金不足比率

ア 内容

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

(法非適用企業) 資金の不足額＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模＝営業収益－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

3 早期健全化・財政再生・経営健全化の基準

健全化判断比率には早期健全化と財政再生の基準が、また、資金不足比率には経営健全化基準が設けられています。

これらの比率のうち、その数値が一つでも基準値以上となった場合には、財政健全化計画・財政再生計画や経営健全化計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

本市における令和元年度決算に基づく早期健全化・財政再生・経営健全化基準は次のとおりです。

早期健全化・財政再生・経営健全化の基準(令和元年度決算の場合)

(単位：％)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	1 1 . 8 2 (※1)	2 0
(2)連結実質赤字比率	1 6 . 8 2 (※2)	3 0 (※3)
(3)実質公債費比率	2 5	3 5
(4)将来負担比率	3 5 0	なし (※4)
(5)資金不足比率	2 0 (※5)	なし

備考

- ※1 11.25%～15%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。
- ※2 16.25%～20%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。
- ※3 連結実質赤字比率の財政再生基準は30%です。（3年間の経過的な基準（平成21・22年度は40%、平成23年度は35%）が設けられていました。）
- ※4 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。
- ※5 経営健全化基準といいます。

4 令和元年度決算に基づく秦野市健全化判断比率等の算定結果

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.82)	— (16.82)	1.2 (25)	17.6 (350)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 2 各比率の（ ）内は、早期健全化基準です。

ア 実質赤字比率

本市の一般会計決算は、実質収支が986,104千円の黒字のため、実質赤字比率は、マイナス3.31パーセント（実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

イ 連結実質赤字比率

本市の一般会計、特別会計（国保・介護保険・後期高齢者医療）及び公営企業会計（水道・公共下水道）の連結決算額は4,330,458千円の黒字のため、連結実質赤字比率は、マイナス14.54パーセント（連結実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

ウ 実質公債費比率（3か年平均）

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、いわゆる黄色信号の早期健全化基準は25パーセント、

赤信号の財政再生基準は35パーセントですが、本市の平成29年度から令和元年度までの3か年の平均値は、1.2パーセントとなっています。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、黄色信号である早期健全化基準（350パーセント）のみが設けられています。

本市の将来負担比率は、17.6パーセントとなっています。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20)
公共下水道事業会計	— (20)

備考

- 1 いずれの会計も資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。
- 2 資金不足比率の（ ）内は、経営健全化基準です。

ア 水道事業会計

水道事業会計決算は、資金剰余額が2,071,557千円のため、資金不足比率は、マイナス93.4パーセント（資金不足比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

イ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計決算は、資金剰余額が1,032,599千円のため、資金不足比率は、マイナス38.8パーセント（資金不足比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

5 健全化判断比率等の対前年度比較

区 分		令和元年度 A	平成 30 年度 B	比較増減 A-B
実 質 赤 字 比 率		-	-	-
連 結 実 質 赤 字 比 率		-	-	-
実 質 公 債 費 比 率		1. 2 %	2. 2 %	△ 1.0ポイント
将 来 負 担 比 率		17. 6 %	26. 7 %	△ 9.1ポイント
資金不足比率	水 道	-	-	-
	下 水 道	-	-	-

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、いずれの年度も黒字（資金剰余）が生じているため、これらの比率は算定されていません。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、前年度に比べて1. 0ポイントの減となりました。

これは、地方債の元利償還金（公債費全体から繰上償還で返済した額を除いた額）が減少したことや、普通交付税が増加したことなどによるものです。

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、前年度に比べて9. 1ポイントの減となりました。

これは、将来負担額に算入されている公営企業債等繰入見込額が減少したことなどによるものです。

令和元年度
(2019年度)

秦野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

秦野市監査委員



F No. 0 ・ 8 ・ 3 (A)

令和 2 年 8 月 2 8 日

秦 野 市 長 様

秦野市監査委員 中 村 良 典

秦野市監査委員 田 中 紀 光

秦野市監査委員 諸 星 光

令和元年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和元年度秦野市健全化判断比率並びに水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率を審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	審査の概要	2
(1)	健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象範囲	2
(2)	健全化判断比率の状況	3
ア	実質赤字比率	3
イ	連結実質赤字比率	4
ウ	実質公債費比率	5
エ	将来負担比率	7
(3)	資金不足比率の状況	8
ア	水道事業会計（地方公営企業法適用企業）	10
イ	公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）	11
6	審査の所見	12
(1)	健全化判断比率について	12
(2)	資金不足比率について	12

令和元年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

- (1) 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

- (1) 健全化判断比率
令和2年7月15日から同年8月19日まで
- (2) 資金不足比率
令和2年6月1日から同年8月19日まで

3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、指標の算定に誤りがないか、書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係部課からの説明を受け、審査を実施しました。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した各書類は、指標の算定に誤りがなく、かつ適正に作成されているものと認められました。

5 審査の概要

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次の図のとおりです。

法律上の会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率			資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一般会計等以外の特別会計 (公営企業に係る会計を除く。)	国民健康保険事業特別会計				
	介護保険事業特別会計				
	後期高齢者医療事業特別会計				
公営企業に係る会計	水道事業会計				将来負担比率
	公共下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合				※ 公営企業会計ごとに資金不足比率を算定
	金目川水害予防組合				
	神奈川県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社				
	秦野市学校保全公社				
	秦野市スポーツ協会				

(2) 健全化判断比率の状況

本市の健全化判断比率の状況は、次表のとおりです。

(単位：％)

区 分	元年度	30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.82	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.82	30.00
実質公債費比率	1.2	2.2	25.0	35.0
将来負担比率	17.6	26.7	350.0	—

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率は11.25％～15％の範囲で、連結実質赤字比率は16.25％～20％の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されています。
- 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は30％です。(3年間の経過的な基準(平成21・22年度は40％、平成23年度は35％)が設けられていました。)
- 4 将来負担比率では、財政再生基準は設けられていません。

健全化判断比率には、財政を早期に健全化すべき基準と再生すべき基準の2段階の基準が設けられています。健全化判断比率の各比率のうち、その数値が一つでも基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、早急に財政の健全化を図らなければなりません。

本市の健全化判断比率は、いずれも基準未満となっています。

本市の健全化判断比率の各比率の状況は、次のとおりです。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市の一般会計の実質収支額等の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の実質収支額は9億8610万4千円の黒字で、前年度と比較すると、8億864万1千円(45.1パーセント)の減となっています。

前年度に引き続き実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として実質赤字比率を計算すると、マイナス 3.31 パーセントで、前年度と比較すると、2.76 ポイントの増となっています。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	元年度	30年度	比較増減	対前年度 伸 率
一般会計の 実質収支額 A	986,104	1,794,745	△ 808,641	△ 45.1
標準財政規模 B	29,769,138	29,536,377	232,761	0.8
実質赤字比率の計算値 A/B×100	△ 3.31	△ 6.07	2.76	
実質赤字比率	—	—	—	

(注) 1 実質赤字比率の計算値は、実質収支が黒字である場合は、△(負の値)で表示されます。

2 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

なお、標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいい、健全化判断比率を計算するうえで、その算式の分母となる重要な数値となっています。

本市の標準財政規模の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の標準財政規模は 297 億 6913 万 8 千円で、前年度と比較すると、2 億 3276 万 1 千円 (0.8 パーセント) の増となっています。

(単位：千円、%)

区 分	元年度	30年度	比較増減	対前年度 伸 率
標準財政規模 ①～③の計	29,769,138	29,536,377	232,761	0.8
① 標準税収入額等	24,998,989	25,018,543	△ 19,554	△ 0.1
② 普通交付税額	2,762,216	2,310,945	451,271	19.5
③ 臨時財政対策債発行可能額	2,007,933	2,206,889	△ 198,956	△ 9.0

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市の連結実質収支額等の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の連結実質収支額は、43 億 3045 万 8 千円の黒字で、前年度と比較すると、7 億 4604 万 2 千円（14.7 パーセント）の減となっています。

前年度に引き続き連結実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として連結実質赤字比率を計算すると、マイナス 14.54 パーセントで、前年度と比較すると、2.64 ポイントの増となっています。

（単位：千円、%、ポイント）

区 分	元年度	30年度	比較増減	対前年度 伸 率
全 会 計 の 連 結 実 質 収 支 額 A B～Dの計	4,330,458	5,076,500	△ 746,042	△ 14.7
一 般 会 計 の 実 質 収 支 額 B	986,104	1,794,745	△ 808,641	△ 45.1
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計 の 実 質 収 支 額 ①～③の計 C	240,198	403,777	△ 163,579	△ 40.5
① 国民健康保険事業特別会計	14,328	25,089	△ 10,761	△ 42.9
② 介護保険事業特別会計	117,062	276,608	△ 159,546	△ 57.7
③ 後期高齢者医療事業特別会計	108,808	102,080	6,728	6.6
公営企業会計の資金剰余額 D ④、⑤の計	3,104,156	2,877,978	226,178	7.9
④ 水 道 事 業 会 計	2,071,557	2,052,435	19,122	0.9
⑤ 公 共 下 水 道 事 業 会 計	1,032,599	825,543	207,056	25.1
標 準 財 政 規 模 E	29,769,138	29,536,377	232,761	0.8
連結実質赤字比率の計算値 A/E×100	△ 14.54	△ 17.18	2.64	
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	

- （注） 1 連結実質赤字比率の計算値は、連結実質収支が黒字である場合は、△（負の値）で表示されます。
2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、次の算式によります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

(注) 1 準元利償還金とは、①から⑤までの合計額です。

①満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)

②公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金

③一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金

④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

⑤一時借入金の利子

2 特定財源とは、元利償還金・準元利償還金の財源に充てられた特定の歳入の額です。

3 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額です。

本市の実質公債費比率の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の実質公債費比率（3か年平均）は1.2パーセントで、前年度と比較すると1.0ポイントの減になっており、早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回っています。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	元年度	30年度	29年度	元-30年度 比較増減	元-30年度 伸 率
地 方 債 の 元 利 償 還 金 A	3,219,734	3,266,477	3,345,305	△ 46,743	△ 1.4
準 元 利 償 還 金 B	2,133,008	2,203,435	2,263,591	△ 70,427	△ 3.2
① ～ ⑤ の計					
① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0	0	0	—
② 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	1,680,858	1,764,786	1,822,339	△ 83,928	△ 4.8
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	319,707	304,230	304,798	15,477	5.1
④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	132,443	134,419	136,454	△ 1,976	△ 1.5
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0	0	—
特 定 財 源 C	1,572,898	1,475,989	1,502,488	96,909	6.6
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 D	3,613,441	3,663,997	3,615,831	△ 50,556	△ 1.4
標 準 財 政 規 模 E	29,769,138	29,536,377	29,276,149	232,761	0.8
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度) ((A+B)-(C+D))/(E-D)×100	0.63620	1.27521	1.91181	△ 0.63901	
実 質 公 債 費 比 率 (3か年平均)	1.2	2.2	3.1	△ 1.0	

エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(注) 1 将来負担額とは、①から⑧までの合計額です。

- ①一般会計等の当年度末における地方債現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

2 充当可能基金額とは、将来負担額に充てることができる基金の当年度末における現在高です。

3 特定財源見込額とは、将来負担額に充てることができる特定の歳入の見込額です。

4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、今後、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金の額です。

本市の将来負担比率の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の将来負担比率は17.6パーセントで、前年度と比較すると、9.1ポイントの減となっています。これは、将来負担額に算入されている公営企業債等繰入見込額が減少したことに加え、地方債の償還額等の将来負担額に充当可能な基金額が増加したことによるものです。

早期健全化基準の350パーセントと比較すると、これを下回っています。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	元年度	30年度	比較増減	対前年度 伸 率
将来負担額 A	67,750,204	69,366,866	△ 1,616,662	△ 2.3
① ～ ⑧ の計				
① 一般会計等の当年度末における 地方債現在高	34,658,316	33,987,393	670,923	2.0
② 債務負担行為に基づく支出予定 額（地方財政法第5条各号の経費 等に係るもの）	1,714,627	1,829,391	△ 114,764	△ 6.3
③ 一般会計等以外の会計の地方債 の元金償還に充てる一般会計等 からの繰入見込額	20,187,848	22,051,841	△ 1,863,993	△ 8.5
④ 組合等の地方債の元金償還に充 てる一般会計等からの負担等見 込額	3,453,545	3,757,864	△ 304,319	△ 8.1
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対 する期末要支給額）のうち、一般 会計等の負担見込額	6,464,877	6,200,669	264,208	4.3
⑥ 設立法人の負債等に係る一 般会計等の負担見込額	1,270,991	1,539,708	△ 268,717	△ 17.5
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0	—
⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額 のうち、一般会計等の負担見込 額	0	0	0	—
充 当 可 能 基 金 額 B	5,457,398	4,667,083	790,315	16.9
特 定 財 源 見 込 額 C	15,686,496	15,454,370	232,126	1.5
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 D	42,002,642	42,332,833	△ 330,191	△ 0.8
標 準 財 政 規 模 E	29,769,138	29,536,377	232,761	0.8
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 F	3,613,441	3,663,997	△ 50,556	△ 1.4
将来負担比率 (A-(B+C+D))/(E-F)×100	17.6	26.7	△ 9.1	

(3) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本市の資金不足比率の状況は、次表のとおりです。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		
	元年度	30年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

資金不足比率には、公営企業の経営を健全化すべき基準が設けられており、公営企業会計ごとに経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、早急に経営の健全化を図らなければなりません。

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業会計ともに資金不足額が発生していないため、該当の数値はありません。

なお、地方公営企業法適用企業の資金不足比率は、次の算式によります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{算入地方債} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

- (注) 1 流動負債とは、流動負債の額から控除すべき額を控除した額です。
- 2 算入地方債とは、建設改良費及び準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定する経費）以外の経費に充てるために起こした地方債の当年度末現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの当年度末現在高を控除した額です。
- 3 流動資産とは、流動資産の額から控除すべき額を控除した額です。
- 4 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のことです。

本市の公営企業に係る各会計の資金不足比率の状況は、次のとおりです。

ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

本市の水道事業会計の資金剰余額等の状況は、次表のとおりとなっており、流動資産である未収金の増加や流動負債である引当金の減少などにより、当年度の資金剰余額は 20 億 7155 万 7 千円で、前年度と比較すると、1912 万 2 千円（0.9 パーセント）の増となっています。

前年度に引き続き資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス 93.4 パーセントで、前年度と比較すると、2.2 ポイントの減となっています。

（単位：千円、%、ポイント）

区 分	元年度	30年度	比較増減	対前年度 伸 率
資 金 剰 余 額	2,071,557	2,052,435	19,122	0.9
資 金 不 足 額 A (①+②-③)-④	△ 2,071,557	△ 2,052,435	△ 19,122	△ 0.9
① 流 動 負 債	239,148	241,542	△ 2,394	△ 1.0
② 算 入 地 方 債	0	0	0	—
③ 流 動 資 産	2,310,705	2,293,977	16,728	0.7
④ 解 消 可 能 資 金 不 足 額	0	0	0	—
事 業 規 模 B	2,219,038	2,251,492	△ 32,454	△ 1.4
資 金 不 足 比 率 の 計 算 値 A/B×100	△ 93.4	△ 91.2	△ 2.2	
資 金 不 足 比 率	—	—	—	

（注） 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を表します。

2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。

3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

本市の公共下水道事業会計の資金剰余額等の状況は、次表のとおりとなっており、流動負債である未払金が増となったものの、流動資産である現金預金の増加などにより当年度の資金剰余額は10億3259万9千円で、前年度と比較すると2億705万6千円（25.1パーセント）の増となっています。

前年度に引き続き資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス38.8パーセントで、前年度と比較すると、7.5ポイントの減となっています。

（単位：千円、%、ポイント）

区 分	元年度	30年度	比較増減	対前年度 伸 率
資 金 剰 余 額	1,032,599	825,543	207,056	25.1
資 金 不 足 額 A (①+②-③)-④	△ 1,032,599	△ 825,543	△ 207,056	△ 25.1
① 流 動 負 債	683,435	630,192	53,243	8.4
② 算 入 地 方 債	0	0	0	—
③ 流 動 資 産	1,716,034	1,455,735	260,299	17.9
④ 解 消 可 能 資 金 不 足 額	0	0	0	—
事 業 規 模 B	2,659,067	2,636,758	22,309	0.8
資 金 不 足 比 率 の 計 算 値 A/B×100	△ 38.8	△ 31.3	△ 7.5	
資 金 不 足 比 率	—	—	—	

- （注） 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を表します。
2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。
3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

6 審査の所見

(1) 健全化判断比率について

当年度の健全化判断比率は、全ての比率が早期健全化基準を下回っています。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため、その比率は計上されていません。

実質公債費比率及び将来負担比率については、健全化判断比率の公表が始まった平成19年度以降、財政健全化の維持、改善などにより、着実に健全化の方向に推移してきております。当年度についても、実質公債費比率及び将来負担比率については、前年度に比べ減少し改善の傾向が見られ、早期健全化基準からは大きく下回っています。

また、今後の財政運営を考慮しますと、生産年齢人口の減少等による市税の減収や超高齢社会の進行による社会保障費の増加、新たな行政課題への対応などのほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も見込まれ、更に財政の硬直化が進むことが懸念されます。

こうした状況を踏まえて、引き続き、自主財源の確保と効率的かつ効果的な行政体制の整備を図り、健全で持続可能な財政基盤の構築に向けた取り組みを進められることを期待します。

(2) 資金不足比率について

当年度は、水道事業会計及び公共下水道事業会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。

今後は、施設の耐震化や一斉更新を見据えますと、多額の資金需要が見込まれますので、上下水道局の組織統合の強みを生かして、引き続き財務体質の改善と経営の合理化に取り組み、健全な事業経営に努められることを期待します。